

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料7番
所管 人事課

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間職員に改めるため、条例を改正する。

2 改正概要

再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制を導入するための規定整備

3 施行日

令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号）新旧対照表

新	旧
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号 令和 4 年 月 日第 号	平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号
第 1 条（略） （1 週間の正規の勤務時間）	第 1 条（略） （1 週間の正規の勤務時間）
第 2 条（略） 2（略）	第 2 条（略） 2（略）
3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の正規の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の正規の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4 任命権者は、職務の性質により前 3 項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 （正規の勤務時間の割振り）	4 任命権者は、職務の性質により前 3 項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 （正規の勤務時間の割振り）
第 3 条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第 1 項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、月曜日から金曜日までの日において、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。	第 3 条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第 1 項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、月曜日から金曜日までの日において、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

新	旧
<p>第2項及び第3項（略） （週休日）</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（第3条第1項ただし書の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。</p> <p>第6条から第12条まで（略） （年次有給休暇）</p>	<p>第2項及び第3項（略） （週休日）</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>（第3条第1項ただし書の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。</p> <p>第6条から第12条まで（略） （年次有給休暇）</p>

新	旧
<p>第 13 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1 会計年度において、20 日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>第 2 項から第 5 項まで (略)</p> <p>第 14 条から第 19 条まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 13 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1 会計年度において、20 日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>第 2 項から第 5 項まで (略)</p> <p>第 14 条から第 19 条まで (略)</p>